

「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）」  
に対する県民コメント（意見募集）の実施について

インターネットカフェ等の店舗内における犯罪を防止するため、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例36号）の一部が改正され、令和5年4月1日に施行されます。改正条例では、知事及び公安委員会が、インターネットカフェ等の事業者が行う従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した店舗の整備等に関する指針を定めることとなりました。

このたび、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）」を取りまとめましたので、県民の皆様の御意見を募集します。

記

1 埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部改正の内容等

(1) 趣旨

店舗内に個室を設けて営業するインターネットカフェ等における犯罪を防止するため、インターネットカフェ等の営業を行う者が必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨を定める等するための改正

(2) 一部改正の内容

第18条（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）に次の2項を加える。

3 個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第三号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

(3) 改正後の条例

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/6306/r4bouhan-jyourei.pdf>

2 募集期間

令和4年12月1日（木曜日）～令和5年1月4日（水曜日）（当日消印有効）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/bouhanjyoreinado/tenposhishinpubliccomment.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県県民生活部防犯・交通安全課（県庁第3庁舎1階）  
平日8時30分から17時15分 Tel 048-830-2945
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）

平日 9 時 00 分から 17 時 00 分 Tel 048-830-2543

・埼玉県の各地域振興センター・事務所 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

#### 4 意見の提出方法

##### (1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

##### (2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 防犯・犯罪被害者支援担当 宛て

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4757

ウ 電子メールの場合

E-mail a2950-06@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針（案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、資料（意見募集案内）に添付された別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により「4（1）記載事項」を必ず記載し、御提出ください。

#### 5 意見の取扱い

(1) 県民の皆様の御意見をいただき、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」を策定します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

6 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 防犯・犯罪被害者支援担当

TEL 048-830-2945 (直通)

FAX 048-830-4757

E-mail a2950-06@pref.saitama.lg.jp